

議案第11号

鳥取県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主  
行動計画について

鳥取県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画  
について、別紙のとおり議決を求めます。

令和3年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

鳥取県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年3月20日  
鳥取県教育委員会

1 目的

本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条第1項に基づき、女性の職業生活における活躍に関する状況を把握・分析し、教職員一人ひとりが男女の区別なく、仕事と家庭生活との調和を図りながら、個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍するために必要な取組に関する行動計画を定め、もって女性教職員の活躍の推進に資することを目的とする。

2 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

3 計画の対象者

鳥取県教育委員会事務局及び県立学校に勤務する教職員並びに市町村（学校組合）立学校等に勤務する県費負担教職員とする。

4 計画の推進

本県教育委員会では、継続的に女性教職員の活躍を推進するため、県教育委員会の各所属長等が集まる機会（課長会議、各校長会など）や市町村（学校組合）教育委員会との協議の場（県市町村教育行政連絡協議会等）を捉えて、本計画の周知や計画推進のための意見交換を積極的に行うこととする。

5 現状把握

県教育委員会において、女性教職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果は以下のとおり。なお、現状把握に当たっては、教育職員、行政職員に分けて分析を行った。

- 教育職員…学校に勤務する教育職給料表が適用される職員（教諭、養護教諭、栄養教諭、実習職員、寄宿舎指導員など）
- 行政職員…教育職員以外の職員（事務職員、学校栄養職員、司書、学芸員など）

(1) 採用した職員に占める女性教職員の割合

(( )内単位：人：以下、同じ)

	H30年度	R1年度	R2年度
行政職員	58.3% ( 7 / 12 )	38.1% ( 8 / 21 )	60.0% ( 12 / 20 )
教育職員(小学校)	59.2% ( 59 / 99 )	61.6% ( 69 / 112 )	54.9% ( 50 / 91 )
教育職員(中学校)	36.4% ( 16 / 44 )	51.8% ( 29 / 56 )	59.6% ( 31 / 52 )
教育職員(義務教育学校)	66.7% ( 2 / 3 )	100.0% ( 2 / 2 )	100.0% ( 2 / 2 )
教育職員(高等学校)	61.5% ( 8 / 13 )	41.9% ( 13 / 31 )	40.0% ( 16 / 40 )
教育職員(特別支援学校)	63.6% ( 14 / 22 )	67.7% ( 21 / 31 )	64.0% ( 16 / 25 )
教育職員(全校種)	54.7% ( 99 / 181 )	57.8% ( 134 / 232 )	54.8% ( 115 / 210 )
全職員	54.9% ( 106 / 193 )	56.1% ( 142 / 253 )	55.2% ( 127 / 230 )

⇒ 特に小学校、特別支援学校で女性割合が高いですが、他校種等でも5割程度の採用状況です。

(2) 教職員に占める女性の割合

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政職員	50.1% ( 358 / 715 )	50.8% ( 337 / 663 )	50.4% ( 334 / 663 )
教育職員(小学校)	58.7% ( 1,262 / 2,150 )	59.0% ( 1,280 / 2,169 )	58.4% ( 1,244 / 2,131 )
教育職員(中学校)	40.3% ( 495 / 1,229 )	41.4% ( 506 / 1,221 )	43.1% ( 521 / 1,210 )
教育職員(義務教育学校)	47.9% ( 34 / 71 )	49.3% ( 34 / 69 )	55.2% ( 53 / 96 )
教育職員(高等学校)	31.8% ( 342 / 1,075 )	32.5% ( 350 / 1,078 )	32.9% ( 356 / 1,081 )
教育職員(特別支援学校)	63.6% ( 361 / 568 )	63.8% ( 365 / 572 )	63.5% ( 369 / 581 )
教育職員(全校種)	49.0% ( 2,494 / 5,093 )	49.6% ( 2,535 / 5,109 )	49.9% ( 2,543 / 5,099 )
全職員	49.1% ( 2,852 / 5,808 )	49.8% ( 2,872 / 5,772 )	49.9% ( 2,877 / 5,762 )

⇒ 高等学校で女性割合がやや低いですが、全職員では5割程度の状況です。

(3) 各役職段階に占める女性職員の割合及び伸び率

<行政職員※> ※県教委事務局に勤務する教育職員(課長補佐級、係長級)は除く

■行政職員(教育職員(課長補佐・係長級)を除く)

R2.4.1現在	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	係長級
女性職員	0人	0人	19人	67人	94人
総数	2人	8人	55人	101人	158人
女性割合	0.0%	0.0%	34.5%	66.3%	59.5%

課長級以上: 29.2%(19/65人) (参考) 23.8%(H29)、27.5%(H30)、29.0%(R1)  
伸び率(R2-H29) 5.4%

係長級以上: 55.6%(180/324人) (参考) 53.8%(H29)、55.8%(H30)、58.7%(R1)  
伸び率(R2-H29) 1.8%

<教育職員>

	H30年度	R1年度	R2年度	伸び率 (R2-H29)
小学校長	19.0% ( 23 / 121 )	16.8% ( 20 / 119 )	19.0% ( 22 / 116 )	-0.5%
中学校長	3.7% ( 2 / 54 )	7.5% ( 4 / 53 )	5.8% ( 3 / 52 )	0.5%
義務教育学校長	0.0% ( 0 / 3 )	33.3% ( 1 / 3 )	25.0% ( 1 / 4 )	
高等学校長	4.2% ( 1 / 24 )	4.2% ( 1 / 24 )	8.3% ( 2 / 24 )	0.0%
特別支援学校長	37.5% ( 3 / 8 )	37.5% ( 3 / 8 )	50.0% ( 4 / 8 )	27.8%
校長合計(全校種)	13.8% ( 29 / 210 )	14.0% ( 29 / 207 )	15.7% ( 32 / 204 )	1.1%

	H30年度	R1年度	R2年度	伸び率 (R2-H29)
小学校副校長及び教頭	28.7% ( 35 / 122 )	38.3% ( 46 / 120 )	47.0% ( 55 / 117 )	21.4%
中学校副校長及び教頭	15.0% ( 9 / 60 )	13.3% ( 8 / 60 )	15.3% ( 9 / 59 )	-0.6%
義務教育学校副校長及び教頭	16.7% ( 1 / 6 )	50.0% ( 3 / 6 )	50.0% ( 4 / 8 )	
高等学校副校長及び教頭	13.7% ( 7 / 51 )	15.7% ( 8 / 51 )	15.7% ( 8 / 51 )	3.9%
特別支援学校副校長及び教頭	46.7% ( 7 / 15 )	66.7% ( 10 / 15 )	53.3% ( 8 / 15 )	0.0%
副校長及び教頭合計(全校種)	23.2% ( 59 / 254 )	29.8% ( 75 / 252 )	33.6% ( 84 / 250 )	11.6%

⇒ 小学校及び特別支援学校の教育職員で女性職員の占める割合が比較的大きい状況です。

#### (4) 管理的地位に占める女性教職員の割合

※管理的地位…行政職員の場合は係長級以上（ただし、県教委事務局に勤務する教育職員（課長補佐級、係長級）は除く）、教育職員の場合は教頭以上

	H30年度	R1年度	R2年度	伸び率 (R2-H29)
行政職員	55.8% ( 182 / 326 )	58.7% ( 186 / 317 )	55.6% ( 180 / 324 )	1.8%
教育職員(小学校)	23.9% ( 58 / 243 )	27.6% ( 66 / 239 )	33.0% ( 77 / 233 )	10.4%
教育職員(中学校)	9.6% ( 11 / 114 )	10.6% ( 12 / 113 )	10.8% ( 12 / 111 )	0.0%
教育職員(義務教育学校)	11.1% ( 1 / 9 )	44.4% ( 4 / 9 )	41.7% ( 5 / 12 )	
教育職員(高等学校)	10.7% ( 8 / 75 )	12.0% ( 9 / 75 )	13.3% ( 10 / 75 )	2.6%
教育職員(特別支援学校)	43.5% ( 10 / 23 )	56.5% ( 13 / 23 )	52.2% ( 12 / 23 )	10.5%
教育職員(全校種)	19.0% ( 88 / 464 )	22.7% ( 104 / 459 )	25.6% ( 116 / 454 )	7.0%
全職員	34.2% ( 270 / 790 )	37.4% ( 290 / 776 )	38.0% ( 296 / 778 )	5.1%

⇒管理的地位のうち、行政職員及び特別支援学校教育職員は、継続的に女性職員の割合が4割を超えている状況です。

#### (5) 継続勤務年数の男女の差異（退職者の継続勤務年数より算出）

区分	性別	平成29年度	平成30年度	令和元年度
行政職員	男性	29.2年 ( 9人 )	28.8年 ( 9人 )	34.8年 ( 18人 )
	女性	37.4年 ( 9人 )	26.1年 ( 20人 )	32.5年 ( 21人 )
教育職員(小学校)	男性	34.0年 ( 51人 )	34.3年 ( 54人 )	35.9年 ( 56人 )
	女性	30.1年 ( 81人 )	31.8年 ( 55人 )	30.1年 ( 75人 )
教育職員(中学校)	男性	31.4年 ( 36人 )	34.0年 ( 48人 )	33.0年 ( 36人 )
	女性	29.7年 ( 20人 )	27.9年 ( 17人 )	30.1年 ( 21人 )
教育職員(義務教育学校)	男性		- ( 0人 )	34.5年 ( 2人 )
	女性		34.0年 ( 2人 )	5.0年 ( 2人 )
教育職員(高等学校)	男性	32.6年 ( 25人 )	32.0年 ( 33人 )	33.9年 ( 32人 )
	女性	37.6年 ( 5人 )	31.9年 ( 9人 )	23.1年 ( 12人 )
教育職員(特別支援学校)	男性	30.5年 ( 6人 )	30.7年 ( 9人 )	35.8年 ( 5人 )
	女性	31.9年 ( 10人 )	29.1年 ( 10人 )	28.6年 ( 13人 )
教育職員(全校種)	男性	32.7年 ( 118人 )	33.4年 ( 144人 )	34.6年 ( 131人 )
	女性	30.5年 ( 116人 )	31.5年 ( 91人 )	28.9年 ( 123人 )
全職員	男性	32.5年 ( 127人 )	33.2年 ( 153人 )	34.6年 ( 149人 )
	女性	31.0年 ( 125人 )	30.5年 ( 111人 )	29.4年 ( 144人 )

⇒勤続勤務年数において、男女の差異は大きくありません。

#### (6) 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

(行政職員のみ※：R1年度実績)

※県教委事務局に勤務する充指導主事は除く

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R1年度	17.5h	12.1h	11.1h	9.8h	6.4h	10.2h	12.2h	10.7h	8.6h	10.2h	10.9h	17.6h	11.4h

(参考：県教委事務局に勤務する充指導主事を含む)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R1年度	17.4h	12.6h	11.7h	10.3h	6.6h	10.4h	12.8h	11.0h	9.1h	10.4h	11.3h	17.8h	11.8h

⇒年度末と年度初めに超過勤務が多い状況です。

(管理職 (行政職員))

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R1年度	21.1h	18.0h	18.0h	17.5h	12.1h	15.6h	16.6h	15.8h	13.5h	14.6h	17.0h	28.3h	17.3h

(教育職員※：R1 年度実績)

※教育職員は、時間外勤務命令によらない時間外業務の時間。

※小学校、中学校、義務教育学校は、9月のみ把握。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
小学校						37.2h							
中学校						45.2h							
義務教育学校						43.0h							
高等学校	32.7h	30.8h	26.0h	25.8h	19.7h	25.9h	27.6h	23.6h	19.8h	20.8h	16.9h	7.7h	23.1h
特別支援学校	17.5h	16.5h	16.6h	12.0h	4.5h	13.5h	14.8h	12.6h	8.4h	10.4h	12.4h	2.8h	11.9h

(7) 月45時間又は年360時間を超える時間外勤務を行った職員数 (実人数)

(行政職員のみ※：R1 年度)

※県教委事務局に勤務する充指導主事は除く

(参考：県教委事務局に勤務する充指導主事を含む)

区分	令和元年度
男性職員	13.9% ( 29名 / 209名 )
女性職員	8.6% ( 25名 / 290名 )
合計	10.8% ( 54名 / 499名 )

区分	令和元年度
男性職員	12.6% ( 30名 / 238名 )
女性職員	8.0% ( 25名 / 311名 )
合計	9.8% ( 54名 / 549名 )

⇒上限を超えて時間外勤務を行った職員が約10%います。

(管理職 (行政職員))

区分	令和元年度
男性職員	16.3% ( 7名 / 43名 )
女性職員	22.2% ( 4名 / 18名 )
合計	18.0% ( 11名 / 61名 )

(教育職員※：R1 年度実績)

※教育職員は、時間外勤務命令によらない時間外業務の時間。

※小学校、中学校、義務教育学校は、未把握。

区分	令和元年度
高等学校	45.7% ( 499名 / 1,093名 )
特別支援学校	13.1% ( 80名 / 612名 )

(8) 教職員の年次有給休暇と夏季休暇（最大5日）の取得状況

区 分	平成29年	平成30年	令和元年
行政職員	14.9日	15.6日	15.6日
教育職員(小学校)	15.4日	17.2日	16.3日
教育職員(中学校)	14.2日	15.4日	15.3日
教育職員(義務教育学校)		16.2日	16.1日
教育職員(高等学校)	18.9日	18.9日	18.1日
教育職員(特別支援学校)	20.7日	20.5日	19.5日
教育職員(全校種)	16.3日	17.5日	16.8日
全職員	16.2日	17.4日	16.6日

⇒行政職員及び小中学校の教育職員では、取得がやや進んでいません。

(9) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況（令和元年度）

(ア) 育児休業取得率

※男性…子どもの出生等の事実を把握することができた者。女性…産後休暇中の者は除く。

区 分	男性	女性
行政職員	18.2% ( 2 / 11 )	100.0% ( 10 / 10 )
教育職員(小学校)	1.9% ( 1 / 52 )	100.0% ( 53 / 53 )
教育職員(中学校)	0.0% ( 0 / 33 )	100.0% ( 20 / 20 )
教育職員(義務教育学校)	0.0% ( 0 / 4 )	100.0% ( 1 / 1 )
教育職員(高等学校)	0.0% ( 0 / 16 )	100.0% ( 8 / 8 )
教育職員(特別支援学校)	30.0% ( 3 / 10 )	100.0% ( 11 / 11 )
教育職員(全校種)	3.5% ( 4 / 115 )	100.0% ( 93 / 93 )
全職員	4.8% ( 6 / 126 )	100.0% ( 103 / 103 )

⇒女性の育児休業取得率と比較して、男性の育児休業取得率は極めて低い状況です。

(イ) 取得期間の分布状況

※上記(ア)で育児休業を取得した者の分布状況

区 分	男性					女性				
	2週間以下	2週間超 1月以下	1月超 半年以下	半年超 1年以下	1年超	2週間以下	2週間超 1月以下	1月超 半年以下	半年超 1年以下	1年超
行政職員	0.0% ( 0 / 2 )	100.0% ( 2 / 2 )	0.0% ( 0 / 2 )	0.0% ( 0 / 2 )	0.0% ( 0 / 2 )	0.0% ( 0 / 10 )	0.0% ( 0 / 10 )	0.0% ( 0 / 10 )	10.0% ( 1 / 10 )	90.0% ( 9 / 10 )
教育職員(小学校)	0.0% ( 0 / 1 )	100.0% ( 1 / 1 )	0.0% ( 0 / 1 )	0.0% ( 0 / 1 )	0.0% ( 0 / 1 )	0.0% ( 0 / 53 )	0.0% ( 0 / 53 )	0.0% ( 0 / 53 )	24.5% ( 13 / 53 )	75.5% ( 40 / 53 )
教育職員(中学校)	- ( 0 / 0 )	- ( 0 / 0 )	- ( 0 / 0 )	- ( 0 / 0 )	- ( 0 / 0 )	0.0% ( 0 / 20 )	0.0% ( 0 / 20 )	0.0% ( 0 / 20 )	5.0% ( 1 / 20 )	95.0% ( 19 / 20 )
教育職員(義務教育学校)	- ( 0 / 0 )	- ( 0 / 0 )	- ( 0 / 0 )	- ( 0 / 0 )	- ( 0 / 0 )	0.0% ( 0 / 1 )	0.0% ( 0 / 1 )	0.0% ( 0 / 1 )	0.0% ( 0 / 1 )	100.0% ( 1 / 1 )
教育職員(高等学校)	- ( 0 / 0 )	- ( 0 / 0 )	- ( 0 / 0 )	- ( 0 / 0 )	- ( 0 / 0 )	0.0% ( 0 / 8 )	0.0% ( 0 / 8 )	0.0% ( 0 / 8 )	12.5% ( 1 / 8 )	87.5% ( 7 / 8 )
教育職員(特別支援学校)	0.0% ( 0 / 3 )	0.0% ( 0 / 3 )	33.3% ( 1 / 3 )	66.7% ( 2 / 3 )	0.0% ( 0 / 3 )	0.0% ( 0 / 11 )	0.0% ( 0 / 11 )	0.0% ( 0 / 11 )	27.3% ( 3 / 11 )	72.7% ( 8 / 11 )
教育職員(全校種)	0.0% ( 0 / 4 )	25.0% ( 1 / 4 )	25.0% ( 1 / 4 )	50.0% ( 2 / 4 )	0.0% ( 0 / 4 )	0.0% ( 0 / 93 )	0.0% ( 0 / 93 )	0.0% ( 0 / 93 )	19.4% ( 18 / 93 )	80.6% ( 75 / 93 )
全職員	0.0% ( 0 / 6 )	50.0% ( 3 / 6 )	16.7% ( 1 / 6 )	33.3% ( 2 / 6 )	0.0% ( 0 / 6 )	0.0% ( 0 / 103 )	0.0% ( 0 / 103 )	0.0% ( 0 / 103 )	18.4% ( 19 / 103 )	81.6% ( 84 / 103 )

⇒女性の80%以上は1年超の取得ですが、男性は1月以下の取得が多くなっています。

(10) 男性教職員の配偶者出産休暇（最大3日）及び育児参加休暇（最大5日）の取得率並びに取得期間の分布状況 ※取得率は、配偶者出産休暇又は育児参加休暇のいずれかでも取得した者の割合

区分	取得率	5日以上取得者の割合
行政職員	100.0% ( 11 / 11 )	18.2% ( 2 / 11 )
教育職員(小学校)	80.8% ( 42 / 52 )	1.9% ( 1 / 52 )
教育職員(中学校)	90.9% ( 30 / 33 )	12.1% ( 4 / 33 )
教育職員(義務教育学校)	50.0% ( 2 / 4 )	0.0% ( 0 / 4 )
教育職員(高等学校)	87.5% ( 14 / 16 )	0.0% ( 0 / 16 )
教育職員(特別支援学校)	80.0% ( 8 / 10 )	10.0% ( 1 / 10 )
教育職員(全校種)	83.5% ( 96 / 115 )	5.2% ( 6 / 115 )
全職員	84.9% ( 107 / 126 )	6.3% ( 8 / 126 )

⇒ 取得率が100%に達しておらず、5日以上の取得者はかなり少ない状況です。

(11) セクシュアル・ハラスメント対策の整備状況

項目	状況
方針の明確化及び周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県教育委員会ハラスメント防止要綱（以下「防止要綱」と言う）、教職員に係るハラスメント防止のしおりを策定し、職員に周知している。</li> <li>・懲戒処分等の指針において、セクシュアル・ハラスメントに対する処分の標準例を規定しており、職員に周知している。</li> </ul>
相談に応じ、適切に対応するための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各所属で相談窓口となるハラスメント対策担当者を選任するとともに、おり、ハラスメント対策担当者に対して毎年研修会を実施している。また、教育総務課内にも相談窓口を設置している。</li> <li>・ハラスメント相談対応マニュアル（対策担当者用）を策定するとともに、ハラスメント対策担当者に対して研修会を実施している。</li> </ul>
セクハラに係る事後の迅速かつ適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な対応をしている。</li> </ul>
併せて講ずべき措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防止要綱において相談者、行為者のプライバシー保護に留意する旨及び相談による不利益取扱いを行わないよう留意する旨を規定。</li> </ul>

⇒適切に対応しています。

6 達成しようとする目標と取組内容

(1) 計画期間終期までに達成しようとする目標

項目	目標内容	直近の実績
採用する教職員に占める女性教職員の割合	50%以上	56.1% (R1年度)
管理的地位に占める女性教職員の割合	40%以上	38.0% (R2年度)
職員一人あたりの月平均の時間外勤務（行政職員のみ）	10時間未満	11.4時間 (R1年度)
上限を超える時間外業務を行った教育職員の割合	0%	34.0% (R1年度) ※県立学校のみ
年次有給休暇等の平均取得日数（夏季休暇を含む）	17日以上	16.6日 (R1年：暦年)
男性教職員の育児休業取得割合	30%以上	4.8% (R1年度)
男性教職員の配偶者出産休暇又は育児参加休暇取得率	100%	84.9% (R1年度)

## (2) 目標を達成するための具体的取組内容

以下について、県教育委員会の各所属で取組を進めるとともに、市町村（学校組合）教育委員会にも積極的な取組を働きかける。

### ①女性教職員の活躍推進

#### ア 採用する職員に占める女性教職員の割合の向上

- 女性教職員が活躍する様子を職員採用総合案内（パンフレット）等に掲載（行政職員）
- 女性活躍推進に向けた取組、働きやすい職場環境や各種制度等を積極的にPR
  - ・ 県職員、教職員を目指す方のための仕事説明会（行政職員、教育職員）
  - ・ 県内外からのインターンシップ受入れ（行政職員）
  - ・ 大学が実施する公務員ゼミへの出前説明会（行政職員）

#### イ 管理的地位に占める女性教職員の割合の向上

- 職員の意欲、意向等を踏まえた上で、多様かつバランスの取れた能力開発を進めることで、女性教職員を積極的に登用
- 教職員が安心して出産や子育てに専念できるよう代替職員の確保や休業中の職場との相談連絡体制の整備、職場復帰への支援体制の充実を図る
- 出産や育児などライフステージの変化が生じる女性教職員が意欲を持って職務に従事できるよう、知事部局等の実施する研修等を活用し、仕事と家庭のバランスを図る
- 研修会等を利用して女性管理職からのメッセージを伝える機会を設ける。

### ②男性教職員の家庭参加の促進

#### ア 男性教職員の育児休業取得率の向上

- 身上申告書等による本人の申告等により、配偶者の妊娠・出産予定情報を把握
- 該当教職員及び所属長に対して個別に育児休業等の支援制度、休業等の取得モデルなどの情報提供
- 該当教職員が計画的に取得できるよう所属長と該当職員が相談しながら個別プランニングシートを作成する方式の活用
- 所属長から本人の状況を踏まえて効果的な休暇、休業等の活用を勧奨
- 人事担当課が所属長等の報告により対象職員を把握し、取得計画を確認

#### イ 男性教職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇の100%取得

- 配偶者が出産等をした際には、全ての男性教職員が原則として取得するとともに、年次有給休暇の活用も含めた長期の休暇取得となるよう、該当職員や所属長へ呼びかけ

### ③教職員の働き方の改革・職場環境の更なる改善

#### ア 時間外勤務の縮減

- 基本的な縮減の取組徹底や深夜残業の原則禁止等による時間外勤務縮減の一層の取組
- 学校業務カイゼンプランに掲げる取組を推進

#### イ 年次有給休暇等の取得率向上

- 普段からコミュニケーションの活性化や業務に関する情報、簿冊、進捗状況等の共有を図る等、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり
- ゴールデンウィークや夏季などのまとまった休暇を取りやすい時季に合わせ、職場ごとに休暇取得計画表を作成し、計画的な取得を促進
- 特別休暇（男性の配偶者出産休暇（最大3日）及び育児参加休暇（最大5日）、子の看護休暇など）の制度周知とその取得の促進

#### ウ 勤務時間の弾力化等各種制度の見直し



○教職員が柔軟に働き方を選択できることにより、仕事と家庭生活等との両立を図るなど、ワークライフバランスを推進するための制度見直しを実施

- ・高齢者部分休業制度の導入（H28年度～）
- ・子育て部分休暇制度の導入（H28年度～）
- ・フレックスタイム制度の導入（事務部局、H28年度～）
- ・学校での特例勤務（時差出勤）の導入（H29年度～（市町村立学校はH30年度～））

エ イクボスによる組織全体のワークライフバランスの推進（事務部局及び県立学校でイクボス宣言した所属）

- 管理職の教職員を対象としたイクボス研修の実施
- イクボスチェックリスト等の作成
- イクボス度の人事評価への反映
- 両立支援制度の充実や育児休業等取得者の代替措置の充実など